

付議案第 24 号

令和 7 年度使用 教科用図書採択方針（案）について

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 5 月 15 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和 7 年度使用教科用図書の採択に当たり、中学校、特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級並びに高等学校及び特別支援学校高等部における教科用図書採択方針について、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定により付議するものである。

令和 7 年度使用 教科用図書採択方針（案）について

令和 7 年度使用教科用図書採択について別紙の方針のとおり行う。

令和7年度使用教科用図書採択方針（案）

（中学校、特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級）

福岡市教育委員会

I 基本方針

- 1 採択は、関係法令、文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 本市の児童生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。
- 3 「第2次福岡市教育振興基本計画」の趣旨及び当該計画策定後のさまざまな取組みを勘案したものを選択する。
- 4 「第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

II 中学校教科用図書採択について

1 採択に当たっての考え方

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材」として、学校において使用されるものである。また、学校の教育課程の基準は学習指導要領の規定により編成・実施される。ついては、教科用図書の採択に当たっては、学校の教育課程の基準である学習指導要領のねらいを踏まえ、適切な教科用図書を選定することとする。

- （1） 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

- （2） 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる3つの事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

ア これからの急激に変化する時代の中で、持続可能な社会の創り手となることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、GIGA スクール構想で配備した1人1台端末を活用しながら主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

2 各教科共通の選定の観点

(1) 内容の範囲及び程度

- ア 教科の目標達成に結びつく内容になっていること。
- イ 内容の程度は、その学年の生徒の発達段階に適応していること。
- ウ 学習指導要領に示す教科及び学年、分野の目標に従い、学習指導要領に示す学年、分野の内容及び内容の取扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。

(2) 内容に関する配慮事項

- ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるように配慮されていること。
- イ 読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図っていく上で必要な言語活動の充実について配慮されていること。
- ウ 「第2次福岡市教育振興基本計画」に示されている「確かな学力の向上」のために、多様な体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視されているとともに、生徒の興味・関心を生かし、主体的・対話的で深い学びが促されるよう配慮されていること。
- エ 生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導への配慮がされていること。また、互いの個性や価値観などの違いを理解し、多様性を認め合いながら学習を展開するとともに、持続可能な社会の創り手として成長できるよう配慮されていること。
- オ 体験活動、実験・実習等は、安全・衛生面が配慮されていること。
- カ 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展的な学習内容」という。）を取り上げている場合には、学習指導要領の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることがないように配慮されていること。

(3) 分量

- ア 全体の分量は、授業時数から見て適切であること。
- イ 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項が、授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。
- ウ 各分野、領域及び内容に偏りがなく調和がとれていること。

(4) 使用上の便宜

- ア 本文、問題、説明文、注、作品、資料、挿絵、写真、図等は、学習を進める上で、関連を持たせて用意され、学習の深まりに有効に働くように配置されていること。
- イ 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。
- ウ 1人1台端末を活用し、効果的に様々な情報を収集・整理・分析できるよう、学習内容に関連のあるデジタルコンテンツが適切に配置されていること。

(5) 印刷、製本等

- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、教科用図書として、すべての生徒が使用しやすいように、印刷は鮮明であり、文字の色合いや大きさ、字体、行間及び製本の様式、材料等が適切であること。

3 教科ごとの選定の観点

選定に当たっての基本的な観点は以下に示すとおりとする。

なお、文中の〔 〕で示した語句は、学習指導要領で使用されている項目である。

<国語（〔書写〕を除く。）>

【目標に関する観点】

- 1 国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成できる内容になっていること。
- 2 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付け、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができる内容になっていること。
- 3 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力が養われる内容になっていること。特に、自分の考えや知識をもち、他者と対話的に学ぶ内容になっていること。
- 4 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力を向上できる内容になっていること。
- 5 教科及び各学年の目標、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材、話や文章の種類などを調和的に取り扱うこと。特に、〔思考力、判断力、表現力等〕においては、各領域の指導が適切に行われるよう、年間を通してバランスよく指導することができる内容になっていること。

【内容に関する観点】

- 6 《A話すこと・聞くこと》については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、目的や場面に応じて話題を決め、話したり聞いたり話し合ったりするための材料を収集・整理して伝え合う内容を検討したり、聞きながら内容を聞き取って自分の考えを形成したり、話し合いを効果的に進め、お互いの発言を踏まえて考えをまとめたり広げたり深めたりすることのできる言語能力を育成することができる内容になっていること。
- 7 《B書くこと》については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、目的や意図に応じて題材を決め、情報を収集・整理し、伝えたいことを明確にしたり、文章の公正を検討したり、記述の仕方を工夫して自分の考えが伝わる文章にしたり、書いた文章について捉え直して分かりやすい文章に整えたり、自分が書いた文章のよい点や改善点を見い出したりすることのできる言語能力を育成することができる内容になっていること。
- 8 《C読むこと》については、学習過程や指導事項、例示されている言語活動を参考にして、叙述に基づいて文章の構造や内容を把握したり、構成や叙述などに基づいて文章の内容や形式に着目して読み、目的に応じて意味付けたり考えたり、文章を読んで理解したことなどに基づいて自分の考えを形成したりする言語能力を育成することができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 9 《読書》及び《C読むこと》については、生徒の読書意欲を高め、様々な文章を読んで自分の表現に役立てられるものであるとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導とを関連付ける内容になっていること。
- 10 〔知識及び技能〕に示す事項は、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指

導することを基本とし、必要に応じて特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化したりして取り扱うことができる内容になっていること。

- 11 〔思考力、判断力、表現力等〕の《C読むこと》の教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章の種類を調和的に取り扱っていること。
- 12 我が国の言語文化に関する事項については、各学年で古典に親しむことができる内容になっていること。

＜国語（〔書写〕）＞

【内容に関する観点】

- 1 各教科等の学習活動や日常生活に生かすことのできる書写の能力を育成することができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 2 文字を正しく整えて速く書くことができるとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てる内容になっていること。
- 3 各学年で、硬筆及び毛筆を使用する書写の指導を行うことができる内容になっていること。
- 4 毛筆を使用する書写においては、硬筆による書写の能力の基礎を養う内容になっていること。

＜社会（「地図」を除く。）＞

（共通）

【目標に関する観点】

- 1 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和的で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することができる内容になっていること。
- 2 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際社会等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けることができる内容になっていること。
- 3 多様性を認め合い、人権尊重の精神を基盤に、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察する力、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断する力、思考・判断したことを説明し、議論する力を養うことができる内容になっていること。
- 4 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化に対する理解、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国の文化を尊重することの大切さについての自覚を深めることができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 5 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開できる内容になっていること。

（地理的分野）

【目標に関する観点】

- 1 地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成する内容になっていること。
 - (1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、地理に関する情報を調べまとめる地理的技能を身に付けるようにする。
 - (2) 地理に関わる事象について、位置や分布、場所、人間と自然環境と環境との相互依存関係などに着目して、多面的・多角的に考察し、地理的課題の解決に向けて公正に選択・判断する力、説明し、議論する力を養う。
 - (3) 日本や世界の地域に関わる諸事象について、課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、世界の諸地域の多様な生活文化を尊重することの大切さについての自覚を深める。

【内容に関する観点】

- 2 日本の諸地域の学習においては、学習する地域ごとに①自然環境を中核とした考察の仕方、②人口や都市・村落を中核とした考察の仕方、③産業を中核とした考察の仕方、④交通や通信を中核とした考察の仕方、⑤その他の事象を中核とした考察の仕方の一つを選択し、少なくとも一度は取り扱うことができる内容になっていること。

（歴史的分野）

【目標に関する観点】

- 1 歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成する内容になっていること。
 - (1) 我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、歴史に関する情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
 - (2) 歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、推移、現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察する力、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断する力、思考・判断したことを説明し、議論する力を養う。
 - (3) 歴史に関わる諸事象について、課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとするものの大切さについての自覚を深め、国際協調の精神を養う。

【内容の取扱いに関する観点】

- 2 各時代の特色や時代の転換に関係する基礎的・基本的な歴史に関わる事象を重点的に選んで指導内容が構成されていること。また、各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考察させることができる内容になっていること。

（公民的分野）

【目標に関する観点】

- 1 現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究、解決する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成する内容になっていること。
 - (1) 自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、国際関係などについて個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
 - (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察する力、現代社会に見られる課題について公正に判断する力、思考・判断したことを説明し、議論する力を養う。
 - (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、各国が相互に主権を尊重し、国民が協力し合うことの大切さについての自覚を深める。

＜社会（「地図」）＞

【内容の取扱いに関する観点】

- 1 地図の読図や作図、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができる内容になっていること。
- 2 世界の諸地域については、各州の自然、産業、生活・文化、歴史的背景などから地域的特色を大観できる内容になっていること。
- 3 自然環境、人口、資源・エネルギーと産業の地域間の結び付きについて、地図を活用し、日本全体としての地域的特色が大観できる内容になっていること。
- 4 国旗の意義を理解し、国旗を相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解し、それを尊重する態度が育つ内容になっていること。
- 5 資料などは最新のものであり、適切に出所、出典が明示された内容になっていること。

＜数学＞

【目標に関する観点】

- 1 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して問題を解決するために必要な数学的な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、数学のよさを知り、数学を生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程を評価・改善したりしようとするなど、数学的に考える資質・能力を育成する内容になっていること。

【内容に関する観点】

- 2 《A数と式》、《B図形》、《C関数》、《Dデータの活用》の4つの領域の内容になっていること。その際、〔数学的活動〕を通して指導することができる内容になっていること。
- 3 《A数と式》の領域では、次の7点が重視された内容になっていること。
 - (1) 数の範囲の拡張と数の概念を理解すること
 - (2) 新しく導入された数の四則計算の意味を理解し、それらの数を用いて表したり処理したりすること
 - (3) 文字のもつ意味、特に変数の意味を理解すること
 - (4) 文字を用いた式に表現したり、文字を用いた式の意味を読み取ったりすること
 - (5) 文字を用いた式の計算や処理をすること
 - (6) 既に学習した計算の方法と関連付けて、文字を用いた式の計算の方法を考察し表現すること
 - (7) 文字を用いた式を具体的な場面で活用すること
- 4 《B図形》の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。
 - (1) 基本的な図形の概念、図形の性質や関係を理解すること
 - (2) 図に表したり正しく作図したりすること
 - (3) 図形を直観的に捉えること
 - (4) 数学的な推論に基づいて考察し表現すること
- 5 《C関数》の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。
 - (1) 関数についての基礎的な概念や性質を理解すること
 - (2) 表、式、グラフを用いて関数の特徴を表現すること
 - (3) 関数として捉えられる二つの数量について、変化や対応の特徴を見出し、表、式、グラフを相互に関連付けて考察し表現すること
 - (4) 関数を用いて事象を捉え考察し表現すること
- 6 《Dデータの活用》の領域では、次の4点が重視された内容になっていること。
 - (1) データの分布と確率についての基礎的な概念や性質を理解すること
 - (2) データを収集して分析したり、確率を求めたりできるようにすること
 - (3) データの分析や母集団の傾向に着目して、その傾向を読み取り批判的に考察し判断すること
 - (4) 不確定な事象の起こりやすさについて考察し表現すること

【内容の取扱いに関する観点】

- 7 〔数学的活動〕では、次の3点が重視された内容になっていること。

- (1) 日常の事象や社会の事象から問題を見い出し解決する活動
 - (2) 数学の事象から問題を見い出し解決する活動
 - (3) 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動
- 8 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けることができる内容になっていること。
- 9 そろばんや電卓、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、学習の効果を高めることができる内容になっていること。
- 10 具体物を操作して考えたり、データを収集して整理したりするなどの具体的な体験を伴う学習を充実することができる内容になっていること。
- 11 〔用語・記号〕は、各学年の内容と密接に関連させて取り上げた内容になっていること。

＜理科＞

【目標に関する観点】

- 1 自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究することができる内容になっていること。
- 2 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることができる内容になっていること。
- 3 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養うことができる内容になっていること。
- 4 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養うことができる内容になっていること。

【分野の目標に関する観点】

- 5 〔第1分野〕については、物質やエネルギーに関する事物・現象を科学的に探究するために、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成することができる内容になっていること。
 - (1) 物質やエネルギーに関する事物・現象についての観察、実験などを行い、身近な物理現象、電流とその利用、運動とエネルギー、身の回りの物質、化学変化と原子・分子、化学変化とイオンなどについて理解するとともに、科学技術の発展と人間生活との関わりについて認識を深めるようにする。また、それらを科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
 - (2) 物質やエネルギーに関する事物・現象に関わり、それらの中に問題を見い出し見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、規則性を見い出したり課題を解決したりする力を養う。
 - (3) 物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養うとともに、自然を総合的に見るようにする。
- 6 〔第2分野〕については、生命や地球に関する事物・現象を科学的に探究するために、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成することができる内容になっていること。
 - (1) 生命や地球に関する事物・現象についての観察、実験などを行い、生物の体のつくりと働き、生命の連続性、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解するとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
 - (2) 生命や地球に関する事物・現象に関わり、それらの中に問題を見い出し見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、多様性に気付くとともに規則性を見い出したり課題を解決したりする力を養う。
 - (3) 生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度と、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うとともに、自然を総合的に見るようにする。

【指導計画の作成に関する観点】

- 7 各分野間及び各項目間の関連が十分考慮され、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 8 観察、実験、野外観察が重視され、自然の事物・現象についての基本的な概念の形成及び科学的に探究する力と態度の育成が段階的に無理なく行うことができる内容になっていること。
- 9 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことができる内容になっていること。さらに、人や環境と関わりながら学習できる内容になっていること。
- 10 観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用することができる内容になっていること。
- 11 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測が、各内容の特質に応じて適宜行われる内容になっていること。また、博物館や科学学習センターなどと「共育」の実現のために、連携、協力を図ることができる内容になっていること。
- 12 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていること、理科で学習することが様々な職業などに関係していることに触れる内容になっていること。
- 13 観察、実験、野外観察における事故の防止及び、使用薬品の管理や廃棄について十分配慮された内容になっていること。

＜音楽＞

【目標に関する観点】

- 1 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わるができる内容になっていること。
- 2 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び、音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることができる内容になっていること。
- 3 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができる内容になっていること。
- 4 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培うことができる内容になっていること。

【指導計画の作成に関する観点】

- 5 〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図ることができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 6 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感することができる内容になっていること。
- 7 表現及び鑑賞の各活動において、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを友と図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けることができる内容になっていること。
- 8 歌唱及び器楽の活動において、生徒が我が国や郷土福岡の伝統音楽のよさを味わいながら愛着をもち、守り伝えるとともに、アジア・世界の国・地域の様々な価値観を認められるような内容になっていること。
- 9 創作の活動において、理論に偏ることなく、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験ができる内容になっていること。
- 10 鑑賞の活動において、我が国や郷土福岡の伝統音楽を含む我が国及びアジア・世界の国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切な教材（楽曲）を選択することができる内容になっていること。

＜美術＞

【目標に関する観点】

- 1 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わることができる内容になっていること。
- 2 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができる内容になっていること。
- 3 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるような内容になっていること。
- 4 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 5 〔思考力、判断力、表現力等〕を高めるために、言語活動の充実を図るような内容になっていること。
- 6 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現のために、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図る内容になっていること。
- 7 《A表現》の活動においては、発想や構想に関する資質・能力を育成する全ての事項に「主題を生み出すこと」が位置付けられた内容になっていること。
- 8 《B鑑賞》の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保する内容になっていること。
- 9 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成することができるような内容になっていること。
- 10 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などの徹底が図られる内容になっていること。

＜保健体育＞

（体育分野「体育理論」）

【内容に関する観点】

- 1 基礎的な知識の確実な定着を図ることができるように、各領域に共通する内容や、まとまりで学習することが効果的な内容になっており、高等学校への接続を考慮した構成となっていること。
- 2 「運動やスポーツの多様性」、「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」、「文化としてのスポーツの意義」の3つの内容で構成されていること。

（保健分野）

【内容に関する観点】

- 1 「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」及び「健康と環境」の4つの内容で構成されていること。
- 2 個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、自他の健康に関する課題を発見し、よりよい解決に向けて取り組む〔思考力、判断力、表現力等〕を育成することができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 3 小学校及び高等学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができる内容になっていること。
- 4 ストレスへの対処、応急手当の技能に関する内容が示されていること。
- 5 体育分野と保健分野の関連を図ることはもとより、関連する教科や道徳科、特別活動のほか、総合的な学習の時間、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・食育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践することができる内容になっていること。
- 6 自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する主体的・対話的で深い学びにつながる指導方法の工夫を行うことができる内容になっていること。

＜技術・家庭＞

（共通）

【内容の取扱いに関する観点】

- 1 実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ることができる内容になっていること。
- 2 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動の充実を図る内容になっていること。また学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについて扱っていること。
- 3 生活や社会の中から問題を見い出して課題を設定し解決する学習活動の充実とともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮した内容になっていること。
- 4 実習に当たっては、火気、用具、材料などの取扱いに注意した事故防止及び安全と衛生に十分留意した内容になっていること。
- 5 授業時数については、いずれかの分野に偏ることのなく配当されていること。

（技術分野）

【分野の目標に関する観点】

- 1 《A材料と加工の技術》、《B生物育成の技術》、《Cエネルギー変換の技術》、《D情報の技術》については、それぞれに関する基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深めることができる内容になっていること。
- 2 生活や社会の中から技術に関わる問題を見い出して課題を設定し、解決策を構想し、制作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養うことができる内容になっていること。
- 3 よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度（知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度、技術に関わる倫理観、一人ひとりが自らの個性を生かすとともに、多様な人々と共にかかわっていこうとする態度等）を養うことができる内容になっていること。

（家庭分野）

【内容に関する観点】

- 1 少子高齢化社会の進展に対応して、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに重点を置いた内容になっていること。
- 2 食育を一層推進するために、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「煮る、焼く、蒸す等」の調理方法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるような学習活動に重点を置いた内容になっていること。
- 3 日本の生活文化に関することとして、和食や和服など、日本の伝統的な生活についても扱い、日本の生活文化や郷土の伝統・文化を社会の一員として継承することの大切さに気付くことができる内容になっていること。

- 4 豊かな住生活に向けて、幼児や高齢者の家庭内の事故を防ぎ、自然災害に備えるための住空間の整え方や安全な住まい方についての課題を解決することができる内容になっていること。
- 5 自立した消費者を育成するために、計画的な金銭管理、消費者被害への対応に関する内容について、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容になっていること。

＜外国語（英語）＞

【目標に関する観点】

- 1 第2次福岡市教育振興基本計画に示されている福岡スタイルに基づき、小学校における外国語活動及び外国語で育まれた素地及び基礎の上に、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することに配慮された内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 2 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの実践的なコミュニケーション活動を行うとともに、それを支える英語の特徴やきまりに関する事項について理解したり練習したりする活動を行うことができる内容になっていること。
- 3 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動においては、具体的な目的や場面、状況等に合った適切な表現を自ら考えて言語活動ができる内容になっていること。その際、様々な形態のコミュニケーション活動の設定が可能であること。
- 4 幅広い言語活動ができるように、言語の使用場面や言語の働きなどを考慮した語彙の充実が図られる内容になっていること。
- 5 教材は、英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を効果的に取り上げるものとし、次の観点に配慮がされた内容になっていること。
 - ア 多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。
 - イ 我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を深め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つこと。
 - ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合うことが求められている我が国の一員としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

＜道徳＞

【目標に関する観点】

- 1 道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考えを深めることができる内容になっていること。

【内容の取扱いに関する観点】

- 2 各教科等で行う道徳教育や「第2次福岡市教育振興基本計画」を補ったり、深めたり、捉え直したり発展させたりすることができる内容になっていること。
- 3 学んだ道徳的価値に照らして自分の生活や考えを振り返り、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるような内容になっていること。
- 4 道徳的価値について自分との関わりで考え、感じたことをまとめ、発表し合ったり、討論などにより考え方、感じ方の異なる人の考えに接し、協働的に議論したりできる内容になっていること。
- 5 生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習ができる内容になっていること。
- 6 体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めることができるような内容になっていること。特に、「第2次福岡市教育振興基本計画」に示されている「共育」の観点から、家庭・地域・企業と連携した学習が効果的に実施できるような内容になっていること。
- 7 情報モラル、自然環境保全、生命や人権、性的マイノリティなどの身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に向けて取り組もうとする意欲と態度を育成することができるような内容であること。その際、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのない内容になっていること。
- 8 生命の尊重、人格の尊重、基本的人権の尊重、思いやりの心などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられる内容になっていること。また、いじめ問題について深く考えることができるような内容になっていること。

Ⅲ 特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級教科用図書採択について

1 文部科学省検定済教科用図書について

特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級については、小学校用として採択するものと同じものを、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級については中学校用として採択するものと同じものを採択する。

2 文部科学省著作教科用図書について

文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録（令和7年度使用）に掲載の図書を採択する。

3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について

（1）採択の基本的な考え方

特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

（2）一般図書の採択について

一般図書の採択に当たっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択することであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。

ア 特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育施行規則第135条第2項（第89条を準用）

イ 重複障がいをもつ児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合（同規則第131条第2項）

ウ 特別の教育課程を編成する小学校・中学校特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第139条）

（3）採択に当たっての留意事項

ア 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。

ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事柄が適切に習得されるように配慮されていること。

エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。

オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。

カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。

- キ 特定の題材又は一部の分野のみ取り扱っている図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ク 上学年で使用する事となる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などは適切でないこと。
- コ 全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。
- サ 分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。
- シ 印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。
- ス 人権感覚に配慮した教材であること。

令和7年度使用教科用図書採択方針 案

(高等学校)

福岡市教育委員会

I 基本方針

- 1 採択は、関係法令や文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 本市の生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。
- 3 「第2次福岡市教育振興基本計画」の趣旨及び当該計画策定後のさまざまな取り組みを勘案したものを採択する。
- 4 「第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

II 採択における留意点

教科用図書の採択に当たっては、次の留意点から検討し、最も適切と思われるものを採択する。

- 1 使用教科用図書については、「生きる力」を育むために、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等を涵養することなどを踏まえ、各教科の指導において主体的・対話的で深い学びが効果的になされるよう教材が工夫されていること。
- 2 基礎的・基本的な知識・技能が着実に習得されるよう、既に学習した内容の系統的な反復学習や、練習問題などによる繰り返し学習に関する記述の充実が図られているとともに、発展的な学習ができるよう配慮されていること。
- 3 生徒の興味・関心を喚起し、主体的な学習がなされるように配慮されていること。また、体験的な学習や問題解決型の学習が重視されていること。
- 4 生徒の学ぶ意欲を高め、探究する力を育むよう、他教科の関連する内容も取り入れ、学習内容が実生活・実社会に関連付けられるような記述や話題・題材の充実が図られていること。また、中学校との学習内容の円滑な接続への配慮・工夫がなされていること。
- 5 生徒が家庭でも主体的に自学自習できるよう、丁寧な記述、練習問題、文章量の充実等が図られていること。
- 6 学習指導要領に示していない内容については、学習指導要領の趣旨に照らして不適切なところ、生徒が学習する上で支障を生じるおそれのあるところがないように配慮されていること。
- 7 郷土福岡をはじめ、我が国の自然、歴史、文化等を愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- 8 本市の状況や学校の特性に適合したものであること。
- 9 教科用図書として、内容の組織、配列、分量、記述の正確性、印刷、製本等基本が踏まえられているとともに、生徒にとっても使いやすいような創意工夫がなされていること。

令和 7 年度使用教科用図書採択方針案

(特別支援学校高等部)

福岡市教育委員会

I 基本方針

- 1 採択は、関係法令や文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 本市の生徒の実態に即し、かつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた指導に際して適切であるものを採択する。
- 3 「第 2 次福岡市教育振興基本計画」の趣旨及び当該計画策定後のさまざまな取組みを勘案したものを採択する。
- 4 「第 2 次福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

II 採択における留意点

- 1 文部科学省検定済教科用図書について
採択に当たっては、高等学校教科用図書採択方針に準ずる。
- 2 文部科学省著作教科用図書について
文部科学省著作教科用図書を採択する際は、文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録（令和 7 年度使用）に掲載の図書の中から、生徒の実態に応じて採択すること。
- 3 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書について
 - (1) 各教科の目標達成に結びつく適切な内容になっていること。
 - (2) 図書の採択に当たっては、下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分考慮すること。
 - (3) 下学年用の検定済教科書及び著作教科書以外の図書を採択する場合には、下記の事項に留意すること。
 - ア 生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。
 - ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得されるように配慮されているものであること。
 - エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。
 - オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。
 - カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。

- キ 特定の題材又は一部の分野のみを取り扱っている図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ク 上学年で使用する事となる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との間の系統性にも配慮すること。
- ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などは適切でないこと。
- コ 全体の分量は、生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。
- サ 分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。
- シ 印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。
- ス 卒業後の職業的自立及び就労に結びつく内容・構成になっているもの。
- セ 人権感覚に配慮した教材であること。